

神戸市神鉄シニア利用促進パス交付要綱

令和7年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、西北神地域の基幹鉄道である神戸電鉄の利用者の増加により、公共交通網の維持・充実を図り、市民の交通手段を確保するため、高齢者に対し、神戸市神鉄シニア利用促進パス（以下「シニア利用促進パス」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、シニア利用促進パスとは、神戸電鉄全線（神戸高速線を除く）で利用できる乗車券（以下「神鉄シーパスワン」という。）、神戸電鉄全線と各社局神戸高速線で利用できる乗車券（以下「神鉄シーパスワン plus」という。）、及び神戸電鉄全線と谷上駅を経由して神戸市営地下鉄県庁前駅またはみなと元町駅までで利用できる乗車券（以下「神鉄シーパスワン北神」という。）であって、1枚あたり第6条の有効期間における使用可能日数が10日（購入者が自由に選択可能な10日）で、かつ、1日における使用回数が無制限であるものをいう。

(対象者)

第3条 この要綱によりシニア利用促進パスの交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、神戸市内に住所を有するものであって、シニア利用促進パスの交付を受けようとする年度の3月31日における年齢が70歳以上の者とする。

(交付枚数)

第4条 対象者に交付するシニア利用促進パスは、一の年度に最大5枚までとし、「神鉄シーパスワン」、「神鉄シーパスワン plus」、及び「神鉄シーパスワン北神」の枚数内訳は対象者が自由に決められるものとする。

(交付申請等)

第5条 シニア利用促進パスの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、販売窓口でマイナンバーカードの提示又は引換券及び本人証明の提示による申請で交付を受けることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、これを審査し、適当と認めるときは、当該申請者にシニア利用促進パスを交付する。
- 3 シニア利用促進パスの交付を受けた者は、交付を受けたシニア利用促進パス1枚につき、「神鉄シーパスワン」の場合は4,000円を、「神鉄シーパスワン plus」の場合は5,300円を、「神鉄シーパスワン北神」の場合は6,800円を納付しなければならない。

4 第1項に定める引換券の発行を希望する申請者は、別途市が定める方法で引換券を取得し、引換券の提示により1枚目のシニア利用促進パスの交付を受けるときに、引換券発行にかかる費用として500円を納付しなければならない。なお、引換券の再発行は、行わないものとする。

5 シニア利用促進パスは、紛失や盗難等による再交付は、行わないものとする。

(有効期間)

第6条 シニア利用促進パスの有効期間は、交付を受けた日に関わらず、シニア利用促進パスの交付を受けようとする年度の6月1日から翌年度の5月31日までとする。

(譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、交付を受けたシニア利用促進パスを他人に譲渡し、または貸与してはならない。また、転売してはならない。

(返還)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに市長にシニア利用促進パスを返還しなければならない。

(1) 市外へ転出したとき

(2) シニア利用促進パスが不要になったとき

2 市長は、利用者が偽りその他不正な手段によりシニア利用促進パスの交付を受け、またはシニア利用促進パスを不正に使用したと認めたときは、シニア利用促進パスおよびこれを利用して徴収を免れた運賃（不正に使用して徴収を免れた場合にあっては、当該不正な使用により徴収を免れた運賃）に相当する額（以下これらを「神戸電鉄シニア利用促進パス等」という。）の返還を命じることができる。

3 利用者は、前項の規定によりシニア利用促進パス等の返還を命じられたときは、速やかにこれを返還しなければならない。

4 シニア利用促進パスの返還にかかる費用については、申請者の負担とする。

5 シニア利用促進パスの返還による払い戻しは、行わないものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 10 日改正）

この要綱は、令和 2 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。